

# 習志野市基本構想・基本計画策定支援業務委託 仕様書

## 1. 委託業務名

習志野市基本構想・基本計画策定支援業務委託

## 2. 業務の目的

本市のまちづくりの基本的な考え方や将来都市像等を示した基本構想と将来都市像を実現するための施策等を示した基本計画が令和 7 年度末を以て、その期間が満了となる。

本業務は、令和 8 年度を始期とする新たな基本構想及び基本計画（以下、「基本構想等」とする。）の策定を支援することを目的とする。

## 3. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 4. 業務内容

### (1) 基礎調査

本市の基本構想等の策定に必要とされる各種データの収集、分析等を行い、基礎資料を整理する。

また、社会指標分析として、国・県等で公表されている信頼性の高い 100 程度の社会指標を調査・分析し、他自治体との比較・分析を行う。分析は、市と協議のうえ、5 団体程度の比較自治体を設定し、全体分析、項目別分析を行うとともに、本市の特性（強み、弱み）を含めた資料を整理する。

### (2) 現行基本構想等の検証・課題等分析

現行基本構想及び基本計画の目標到達度と目標未達成の理由、原因分析、目標未達成による不便分析を実施し、整理する。

### (3) 市民参画に関する運営支援

市民参画に係る手法の提案、実施、資料の準備、記録作成等の運営支援を行う。なお、市民参画の手法については、下記を予定する。

#### ① 市政懇談会

- ・概要：市政について町会・自治会関係者と市長が懇談する市政懇談会において、広く地域の意見を聴取するもの。
- ・回数：1 回
- ・参加者：事前に案内を受けた町会及び自治会関係者
- ・時期：令和 6 年 6 月頃

## ②市民意見交換会

- ・概要：市内7中学校区毎に市（市長）と市民との対話の場を設け、地域に応じた行政課題等の個別テーマに限定し、地域特性に応じ意見を聴取するもの。
- ・回数：7回
- ・参加者：自由参加
- ・時期：令和6年9～10月頃

## ③小中学生ワークショップ

- ・概要：市立の小学校及び中学校各2校程度において、まちの課題や理想の姿について意見をまとめ、成果とするもの
- ・回数：4回
- ・参加者：事前に指定した小中学校の児童及び生徒
- ・時期：令和6年7月頃

## ④高校生まちづくりワークショップ

- ・概要：高校生を対象に、習志野市の現状と課題について、自らの参画により解決や改善に至る取り組みを検討し、提案としてまとめ、成果とするもの。
- ・回数：1回
- ・参加者：事前に指定した市立又は県立高校の生徒
- ・時期：令和6年9月頃

## ⑤大学生意見交換会

- ・概要：市内立地、隣接の3大学の学生を対象に市政に係る意見交換を実施し、若年層の市政に対する意見や要望を聴取するもの。
- ・回数：1回
- ・参加者：事前に指定した市内立地、隣接3大学の学生
- ・時期：令和6年10月頃

## （4）会議等運営支援

基本構想等策定のために開催する会議等の資料の準備、記録作成等の運営支援を行う。なお、会議等については、下記を予定する。

### ①長期計画審議会

- ・概要：市の長期計画の策定について調査審議することを目的とした、市議会議員及び有識者等で構成された審議会

・開催回数：7回（うち、令和6年度4回、令和7年度3回）

②習志野市次期基本構想・基本計画策定本部会議

・概要：基本構想等の策定に関する調査・研究、基本構想等の素案及び策定案を作成する庁内組織

・開催回数：5回（うち、令和6年度2回、令和7年度3回）

③習志野市次期基本構想・基本計画策定作業部会

・概要：基本構想等の素案作成に必要となる調査・研究を行い、関係各課の意見調整を庁内組織

・開催回数：6回（うち、令和6年度4回、令和7年度2回）

(5) パブリックコメントの実施支援

基本構想等の策定案に対するパブリックコメントを実施するための資料の作成支援、意見結果のとりまとめと意見に対する市の考え方に係る資料の作成を支援する。

(6) 基本構想等策定支援

(1) から (5) までの内容や国や県が定める個別計画等を踏まえた新たなまちづくりの基本的な考え方の提案と施策等の立案並びに成果指標の提案等を行う。

(7) 基本構想等の作成

基本構想等の作成を行う。

- ・基本構想等と基本構想等の概要版に係るレイアウトの提案
- ・掲載するイラストや写真等の提供

## 5. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、成果品は原則、Microsoft Word、Microsoft Excel を使用して作成することとし、市による校正を受け、承認を得てから納品すること。

なお、成果品に関しての著作権及び所有権は習志野市に帰属する。

また、下記成果品とは別に、進捗状況の報告を月1回以上行うこととし、打合せ記録書（任意様式）を提出すること。

- (1) 基礎調査報告書（電子データ）
- (2) 現行基本構想等の検証・課題等分析報告書（電子データ）
- (3) 市民参画等に関する報告書（電子データ）
- (4) 基本構想本編及び基本計画本編（電子データ）

(5) 基本構想及び基本計画概要版（電子データ）

## 6. 支払方法

年度払い

## 7. 資料の貸与

市は、市が所有する資料のうち、受注者が求めるもので、業務の遂行上、必要と認められる資料について、これを無償で貸与する。

また、本業務とは別途、履行される予定の以下業務について、完了次第、報告書を貸与する。

- ・（仮称）習志野市市民意識調査業務委託【令和6年12月完了予定】
- ・（仮称）習志野市人口推計調査業務委託【令和6年12月完了予定】

## 8. 遵守事項

(1) 本業務において作成したデータ結果及び作成データの著作権及び所有権は、習志野市に帰属するものとする。

(2) 受注者は、習志野市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報の秘密を他人に漏らしてはいけない。また、業務終了後も同様とする。

(3) 受注者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、担当部署と連絡調整を行うこと。

## 9. その他

本仕様書は、業務の提案にあたって、最低限の必要事項を記載したものであり、本仕様書に記載のない事項の提案を妨げるものではない。

契約候補者決定後、プロポーザルでの提案を踏まえ、契約仕様書を変更又は追加することがある。この事を踏まえ、最良の提案を行うこと。

## 10. 担当部署

習志野市 政策経営部 総合政策課

所在地 〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1番

電話 047-453-9222

MAIL [seisaku@city.narashino.lg.jp](mailto:seisaku@city.narashino.lg.jp)